

## 2 資金不足比率

該当なし

平成24年度において、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考値として資金剰余額で比率を算定すると、下表のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{流動資産(現金など)} - \text{流動負債(未払金など)}}{\text{事業の規模(営業収益)}} \times 100$$

### ○各公営企業の資金剰余(不足)比率

	会計名	H24年度 資金剰余(不足)額 (億円)	H24年度 事業の規模 (億円)	比率 (%)	経営健全化基準(20%)に 相当する資金不足額 (億円)
1	電気事業会計	+245	63	(+389.2)	▲ 13
2	工業用水道事業会計	+12	17	(+69.6)	▲ 3
3	水道事業会計	+86	64	(+134.9)	▲ 13
4	団地造成事業会計	+156	63	(+248.6)	▲ 13
5	駐車場事業会計	+0.4	1	(+39.7)	▲ 0.2
6	病院事業会計	+76	207	(+36.5)	▲ 41
7	流域下水道事業費会計	+1	29	(+5.1)	▲ 6

※各会計の資金剰余額は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額となります。